



国四整総第29号

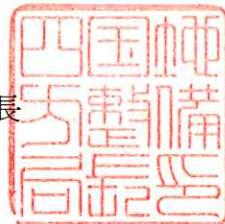
平成27年8月3日



高知県土木施工管理技士会 会長 殿

国土交通省

四国地方整備局長



四国地方整備局における発注事務に係る綱紀保持の取組について（協力依頼）

国土交通行政につきましては、平素よりご支援とご協力を賜りありがとうございます。

四国地方整備局では、これまでの国家公務員倫理規程違反事案や、平成24年10月の官製談合防止法に規定する入札談合等関与行為にあたるとして改善措置要求を受けた事態を重く受け止め、国土交通行政に対する国民の信頼確保及び公共工事に対する不正の再発防止のため、「四国地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、職員の意識改革に向けた取組を実施するとともに、発注事務に係る綱紀及び公務員倫理の保持に努めているところです。

貴団体の会員各社の皆様と四国地方整備局とは、発注事務に関して密接な関係があることから、発注者綱紀保持はもとより、国民から疑惑や不信を招かないよう日頃から、お互いに理解し、対応する必要があります。

平成24年10月の事案以降、四国地方整備局では事業者との対応はオープンな場所において複数で対応することを徹底するとともに、執務室への自由な出入りを制限しております。

四国地方整備局では、四国地域の発展に不可欠な社会資本整備を推進しておりますが、今後とも皆様のご協力をいただいて四国の地域づくりに取り組んでいきたいと考えております。皆様との対応には国民から疑惑を招かないよう適切に行っていく必要があると考えておりますので、四国地方整備局の発注事務に係る綱紀保持の取組に、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

つきましては、貴団体の会員各社の皆様に、本文書を別紙資料とともに周知していただきますとともに、四国地方整備局のホームページにもコンプライアンスの取組を掲載しておりますので、ぜひご覧下さい。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 適正業務管理官

TEL 087-851-8061 (内線2121)

URL : <http://www.skr.mlit.go.jp/>

平成27年度四国地方整備局コンプライアンス推進計画

平成27年3月23日

四国地方整備局コンプライアンス推進本部

四国地方整備局は、四国地方において広域的な視点に立ち、社会資本の整備・維持管理などを通じて地域の活性化を図り、災害に強い四国づくりを推進し、この地に暮らす人々の命と暮らしを守る重要な使命を担っています。その遂行に当たっては、職員一人ひとりが自覚と誇りを持って職務に当たることが肝要である。

私たち四国地方整備局の職員は、二度と高知談合事案のような不祥事を起こすことなく、コンプライアンス推進の取組を継続し、法令を遵守し、我々に期待されている社会的要請に的確に対応し、その使命を果たしていく必要がある。

このため、「平成27年度四国地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、以下の取組を行う。

I コンプライアンスの推進

1 コンプライアンス推進体制

(1) コンプライアンス推進本部等

平成24年11月12日に設置した局長を本部長とする「四国地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）と、推進本部の決定で設置した「四国地方整備局コンプライアンス推進室」によるコンプライアンスの推進体制を継続し、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図る。

(2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会

平成24年度に推進本部と同時に設置した外部有識者で構成される「四国地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」において、推進計画等について意見を伺い、取組等の強化に反映させる。

(3) 事務所等の体制

事務所等のコンプライアンスの取組を強化するため、事務所長及び管理所長を「コンプライアンス推進責任者」とするとともに、各事務所等の推進責任者を補佐するため「コンプライアンス推進室」の体制を継続し、コンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自律的に行う。

2 幹部職員のコンプライアンスの徹底

コンプライアンスの推進には幹部職員がリーダーシップを發揮して進むべき方向を明確にし、率先垂範することにより組織風土を変えていくことが重要である。このため、幹部職員のコンプライアンスの徹底について、以下の取組を進める。

(1) 幹部職員は、就任の都度、コンプライアンス宣誓を提出

幹部職員は、就任の都度「コンプライアンス宣誓」を全て自筆で作成のうえ、各部・各事務所のコンプライアンス指導者（以下「コンプライアンス指導者」という。）に提出する。

コンプライアンス指導者は、提出された「コンプライアンス宣誓」を保管し、その写しを適正業務管理官まで送付する。

対象者 本 局：課長・室長・センター長以上の管理職

事務所：副所長以上

(2) 幹部職員は、人事評価（業績評価）において、コンプライアンス徹底についての自己の研鑽及び所属職員への指導を目標に掲げ実行

幹部職員は、4月期及び10月期の業績評価において、職務遂行における行動及び結果についてはコンプライアンスを徹底すること、及び部下職員についてもコンプライアンスの徹底について指導することを目標として掲げ、着実に実行する。

対象者 上記(1)と同じ

3 職員の意識改革

職員一人ひとりにコンプライアンス意識をしっかりと根付かせ、年月の経過とともに風化させないようにする取組が必要である。

このため、研修等を始めとした職員のコンプライアンス意識の啓発について、以下の取組を進める。

(1) コンプライアンスに関する研修等の基本的方向

1) 違法性やペナルティについての認識の徹底

講習会等の内容については、不祥事・不正行為等の具体的で幅広い事例を基に、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理法及び同規程、官製談合防止法、国家公務員法等の関係法令違反の違法性や、懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等のペナルティについての認識が高まるような内容を可能な限り取り入れる。

特に入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させる。

2) 職員が自分の身近な問題として捉え、効果が浸透するような手法の採用

研修等の手法については、一方的な講義方式ではなく、不祥事・不正行為等の具体的で幅広い事例を基にしながら、自分の身近な問題として職員同士が質問・意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式等を積極的に採用する。

3) コンプライアンス講習会等への参加状況を職員ごとに記録

各職員のコンプライアンスへの意識、取組状況を把握するため、コンプライアンス講習会、コンプライアンス・ミーティングへの参加状況を記録・保存する。

4) 研修講師等の拡充、能力の向上

コンプライアンス指導者が各部、各事務所等において講習会の講師を務める取組を引き続き進める。

このため、指導者を対象にした講習会や、ブロックワーキングでの勉強会を充実させ、指導者能力の向上を図る。

また、国土交通大学校主催のコンプライアンス指導者養成研修にコンプライアンス指導者等を積極的に参加させるとともに、当該研修の受講者が研修講師等を務めることにより、受講成果のフィードバックを図る。

(2) 上記を踏まえたコンプライアンスに関する研修等の取組の体系

1) コンプライアンス・ミーティング

コンプライアンス・ミーティング（以下「ミーティング」という。）は、毎月1回全職員が参加してグループ討議を行うものであり、最も効果的な職員の意識啓発手法であるとともに、意識を把握する重要な機会であるため、取組の中心的役割を担うものとして位置付ける。

ミーティングは、全員が参加できるよう複数回に分けて実施したり、他の所属のミーティングへ参加させる等の工夫により、出席率が100%となるよう努める。

また、職員一人ひとりの理解が深まるだけでなく、判断の難しい事案については上司やコンプライアンス指導者、本局職員等に相談していくことが定着するよう身近で具体的な事案に即した取組を行うとともに、ミーティング等で得られた職員意見や疑問点等を共有し、テーマとして再度確認を行うことにより、職員の参加意識や議論の質が高まるような取組を行う。

2) コンプライアンス研修

四国地方整備局が実施する全ての研修において、コンプライアンスに関するカリキュラムを取り入れる。

それぞれの研修内容に即して、研修員が日常業務や組織対応の中で感じるコンプライアンス上の問題、疑問等、又は職場でのミーティングで出た疑問点等を持ち寄り、テーマとしてグループ討議等を行うとともに、討議結果を発表、記録するものとする。

3) コンプライアンス講習会

コンプライアンスに関する認識の統一、知識の向上や、指導者能力の向上等を図るために、全職員が受講可能となるよう各種講習会を開催する。

- ① コンプライアンス指導者等を対象とした指導者養成講習（講師：外部のコンプライアンス有識者等）

- ② 管理職等を対象とした講習会（講師：適正業務管理官等）
- ③ 係長、係員等を対象とした講習会（講師：コンプライアンス指導者）

4) ブロックワーキング

事務所等の自律的な取組の促進やコンプライアンス指導者としての資質向上を図るための勉強会を、近隣事務所等によるブロックごとに、ブロックワーキングとして実施し、ミーティングのテーマなどの情報共有を図る。

5) イントラネットを活用した自主学習支援

職務上の都合で講習等に出席できない職員による利用及び職員のコンプライアンス意識の醸成を支援することを目的としたイントラネットの自主学習コーナーの充実を図るとともに、ミーティングでの主な意見やコンプライアンスの相談についてイントラネットに掲載し情報共有を図る。

(3) その他の意識啓発のための取組

1) 局長からの呼びかけ

局長は、コンプライアンスの推進、コンプライアンス等に関する問題の抱え込み防止と組織全体での対応等について、適宜全職員に対する呼びかけを行うものとする。

2) パソコン立ち上げ時のコンプライアンスマッセージの表示

職員のコンプライアンスの徹底を図るため、全職員を対象として、行政パソコンの立ち上がり時に、コンプライアンスマッセージを日々変更し表示する。

3) 各職員がコンプライアンスの行動をチェック

各職員がコンプライアンスについての行動チェックを隔月で実施することにより、コンプライアンスの徹底を図る。

ミーティングの実施後等において、コンプライアンスの行動チェックを実施し、記名のうえ各所属長を通じてコンプライアンス指導者まで提出する。

4) コンプライアンス・ハンドブックの作成

職員のコンプライアンス意識の徹底及び日々の行動に役立つ資料として、ミーティングの成果等から作成する事例集やコンプライアンスに関する基本的な事項を網羅したハンドブックを作成し全職員に配布する。

4 発注者綱紀保持の徹底

事業者や事業者団体との対応については、四国地方整備局発注者綱紀保持規程（以下「規程」という。）の趣旨や綱紀保持の体制が十分に活かされるよう、組織

としての対応の強化を図り、発注者綱紀保持を徹底するために、以下の取組を進める。

(1) 事業者等との対応ルールについて職員及び事業者等に徹底

職員に対し、規程第5条に規定する事業者等との応接方法に係るルールについて徹底するとともに、事業者等に対しても、趣旨、内容等について周知徹底し、理解を求めるものとする。

(2) 不当な働きかけに対する報告の徹底

職員に対し、規程第12条第1項に規定する事業者等への対応を徹底するとともに、特に同条第2項以下に規定する報告については、組織のトップである局長への速やかな報告を徹底し、組織として毅然とした対応を行う。

なお、発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれのある不当な働きかけについては、組織として必要な措置を講ずるとともに、隨時又は定期的に公表を行う。

また、四国地方整備局の職員間における情報漏洩要求行為等の規程に抵触すると思料する事実を確認し、又は通報を受けた職員は、規程第6条の規定により速やかに発注者綱紀保持担当者に報告を行う。

5 円滑なコンプライアンス相談・報告等の実施に向けた取組

コンプライアンス相談・報告窓口について、職員への周知に工夫を凝らし、窓口設置の趣旨が活かされる取組を進める。

また、心の悩みや、周りが見てこれはおかしいと気付く場合も含めてくみ取れるような、相談されやすい窓口となるよう配慮するとともに、各職場においてもコンプライアンスに関する問題を気軽に話し合える風通しのよい組織づくりに取り組む。

相談・報告があった場合には、相談・報告者の保護等を徹底した上で、「コンプライアンス相談・報告窓口の対応フロー」に基づき迅速かつ的確な対応を行う。

II 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

1 不正が発生しにくい制度への見直し

「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札手続きの見直しの実施について」（平成26年2月6日付け国地契第61号ほか）に基づき、不正が発生しにくい入札契約制度への見直しのため、以下の取組を引き続き実施する。

- ① 予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。
- ② 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図るものとする。

- ③ 技術提案書における業者名のマスキングを徹底、入札参加業者名を知る者の数を限定するとともに、特定の業者に対する不公正な評価及び情報漏洩の防止を図るものとする。

2 情報管理の徹底

職員に対し、規程第3条の2、第3条の3及び第4条並びに発注者綱紀保持マニュアルの同条関係に規定する発注事務に関する情報管理の責任体制やルールについて徹底する。

機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図るものとする。

III 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

1 コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

(1) 推進計画に基づく取組の実施状況報告

各部長及び各コンプライアンス推進責任者は、推進計画に基づく取組の実施状況を月ごとに取りまとめ、翌月の第2月曜日までに適正業務管理官まで報告し、適正業務管理官は、これを毎月開催される推進本部の定例会議において報告するものとする。

また、本部規則第7条第3項の規定に基づき、推進本部長は毎月の定例会議にコンプライアンス推進責任者等を参画させ、事務所等の取組の実施状況報告及び取組に関する意見を受け、取組について検証・指導・改善を行うものとする。

なお、各事務所のコンプライアンス推進責任者等を年1回は必ず参画させるものとする。

(2) 推進計画に基づく取組の公表

本部規則第6条第3項の規定に基づく公表を、本局ホームページで行い、透明性の確保を図るものとする。

2 推進計画に基づく取組の実効性の定期的検証

(1) セルフチェックシートによる職員の法令等理解度の検証

コンプライアンス関係法令等に関するセルフチェックシートにより法令の理解度の検証を行う。

なお、理解度が低いものについては、講習会等で指導し理解度の向上を図る。

(2) アンケートによる職員のコンプライアンス意識等の把握・検証

コンプライアンス意識及び取組に関する職員アンケートを実施し、職員のコンプライアンスに関する理解度、意識、行動等の実態を把握のうえ、当年度推進計画に基づく取組の効果を検証するとともに、次年度の推進計画の作成や職員の指導に反映させる。

3 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するなど、透明化・情報公開を強化するものとする。

- ・事務所ごとの一般土木工事及び港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
- ・事務所ごとの一般土木工事及び港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合の公表

4 内部監査の強化・充実

一般監査において、コンプライアンスの取組状況及び入札契約関係文書の管理等を重点監査事項に位置付け監察の強化を図る。

また、必要に応じ臨時的な監査等を実施する。

IV 取組等の周知

推進計画に基づく取組等の実効性を高めるため、地域の建設業者、地方公共団体、退職者等の関係方面に対して、対策、取組の趣旨、内容等について周知し、理解を求めるものとする。

周知の方法は以下のとおりとする。

- ① 本局ホームページに、有資格業者を対象としたコンプライアンス推進計画の取組及び発注者綱紀保持の取組についての協力依頼を掲載する。
- ② 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に、四国地方整備局における発注者綱紀保持の取組への協力依頼文を同封する。
- ③ 各部長及びコンプライアンス推進責任者は、事業者団体との各種意見交換会などで、四国地方整備局コンプライアンス推進計画の取組及び発注者綱紀保持の取組等を周知する。
- ④ コンプライアンス推進計画及び発注者綱紀保持の取組について、事業者団体等へ周知する。

不当な働きかけは、記録・公表されます！

不当な働きかけとは

予定価格
を聞き出
す行為

入札参加
業者を聞
き出す行
為

技術評価
点を聞
き出す行
為

非公開の
情報を聞
き出す行
為

自社が提出した技術
提案書に対する評価
が他社より低い理由
を伺いたい。

それについては、非開
示となっており教える
ことができません。不
当な働きかけは記録・
公表されますよ。



(1) 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為（第一号）

- 例① 特定の事業者等が入札へ参加できるよう、分割発注の実施や予定価格の引き下げを要求する行為
例② 特定の事業者等が入札へ参加できるよう、競争参加資格要件の設定を要求する行為

(2) 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為（第二号）

- 例① 特定の事業者等が受注できるよう、発注方法を随意契約にするよう要求する行為
例② 特定の事業者等が受注できるよう、他の事業者等が参加できない競争参加資格要件の設定を要求する行為

(3) 非公開又は公開前における予定価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格（これらを推測できる金額を含む。）に関する情報漏洩要求行為（第三号）

- 例① 非公開又は公開前の予定価格を教えるよう要求する行為
例② 非公開又は公開前の予定価格を推測できる金額を示唆する（又は、ほのめかす）よう要求する行為

(4) 入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為（第四号）

- 例① 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教えるよう要求する行為
例② 入札参加者数又はJVの組み合わせについて教えるよう要求する行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為（第五号）

- 例① 下請事業者の選定に関して、元請事業者に対する働きかけを要求する行為
例② 特定の事業者等の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為
例③ 検査、評定等において事業者等に有利な結果とするよう要求する行為
例④ 秘密とされている情報や資料を特定の事業者等に対して漏洩するよう要求する行為

事業者の皆様へお知らせ

四国地方整備局では、
発注事務に係る綱紀保持に努めています。

事業者の皆様には、ご理解とご協力をお願いします。

【具体的な発注者綱紀保持の取組】

●事業者等との応接方法(規程第5条)

原則として受付センター等オープンな場所で複数の職員により対応すること。

●事業者等からの働きかけの対応(規程第12条)

事業者等から不当な働きかけを受けたときは、記録・公表されます。

●執務環境の整備(規程第13条)

秘密の漏洩の防止を図るため、執務室への自由な出入りが制限されています。

<執務環境の整備等の事例>



入室制限の掲示



応接スペースの設置



書庫等による執務室の区分

※詳しくは、四国地方整備局ホームページ
「コンプライアンスの取組」をご覧ください。

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3番33号

高松サンポート合同庁舎

TEL 087-851-8061

(担当：適正業務管理官)